規　則　名	理　　由	要　　旨
奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則	奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員に委任することに関し、必要な事項を定めようとするものである。	1　趣旨 地方自治法180条の７の規定に基づき、奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である地域振興部長に委任することに関し、必要な事項を定める。 （本則関係） 2　委任事務 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理運営に関する事務及び博物館の用に供する財産の管理に関する事務のうち、以下に掲げる事務以外の事務を地域振興部長に委任する。 (1) 奈良県立橿原考古学研究所条例及び奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則の改正並びに廃止に関する事務 (2) 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則の規定に基づき館長に委任する事務 （本則関係） 3　委任の留保 委任を受けた事務について、特に重要な事項で、かつ、異例に属すると認められるものを執行しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けるものとする。 （本則関係） 4　施行期日等 （１）平成31年４月１日から施行する。

		（２）その他所要の経過規定を置く。 （附則関係）